

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく研究機関に対する平成 29 年度履行状況調査の実施について
（案）

1. 調査の目的等

- 厚生労働科学研究費補助金等の管理・監査などについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 26 年 3 月 31 日科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）（以下、「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。また、その遵守状況については、平成 27 年度の厚生労働科学研究費の公募から「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）の提出を求め確認してきた。
- 一方、ガイドライン第 7 節においては、厚生労働省が講じるべき措置としてチェックリストによる確認のみでなく、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として履行状況調査の規定が設けられており、また、調査の結果、体制整備・運用に不備があると判断された研究機関に対しては、所用の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じることが求められている。
- 以下の実施方針に従い、平成 29 年度履行状況調査を実施することとする。また、平成 30 年以降においても毎年度実施方針等を決定し、フォローアップ調査を含めた調査を継続的に実施する。

2. 実施の方針等

（1）調査対象

平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた以下の機関を対象とする。なお、対象機関の選定に当たっては、事前に文部科学省などと調整し、対象機関が重複しないように配慮する。

1. チェックリストの「全ての機関が実施する必要がある事項」が 1 項目以上未実施である機関のうち、平成 28 年度配分実績の上位 5 機関程度（ただし、平成 27,28 年度調査対象機関を除く）
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人 3 機関（調査対象の全 12 機関のうち、平成 27,28 年度に調査対象とした 8 機関及び文部科学省が既に調査を実施した 1 機関を除く）
3. 平成 28 年度中に、研究費の不正使用に関する調査報告書が提出された機関（鳥取大学）
4. 平成 28 年度履行状況調査の結果、フォローアップ調査の対象となった 6 機関（岩手医科大学、独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院、公益財団法人エイズ予

防財団、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所、国立研究開発法人
国立国際医療研究センター)

(注) 2の厚生労働省が所管する施設等機関等については、3年間で1周期
として、厚生労働省が所管する全ての施設等機関等の調査を実施する予定。

(2) 調査内容

ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、研究機関の実施状
況を調査

○調査事項(例)※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規定等を整備し、最
高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育
を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針などを外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜
き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか。

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応

(3) 調査体制・方法

ガイドラインに基づく体制整備・運用状況について、研究機関に対し書面による
報告を求める「書面調査」を実施する。書面調査の結果により、必要があれば「現地
調査」を実施し、ガイドラインの遵守状況の確認及び実態調査を行う。

(4) 調査結果の取扱い等

調査結果を取りまとめ、厚生科学審議会科学技術部会にて報告。平成29年度履行
状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された
研究機関に対しては、その事項を改善事項とし履行期限までの改善を求める管理条件
を付与する。また、平成30年度履行状況調査において、フォローアップ調査の対象
機関として、管理条件の履行状況についてモニタリングを行う。

3. スケジュール

平成29年10月17日	科学技術部会	実施方針の審議
11月		調査対象機関に対し書面調査を実施
12月		書面調査の結果により、必要があれば現地調査を実施
平成30年2月	科学技術部会	履行状況調査結果の報告